

渋川市地域おこし協力隊員募集要項

当市では加速する人口減少、少子高齢化への対策として、平成30年度から地域おこし協力隊登用の取組を行っており、現在市内では3名の協力隊員が活動しています。

今回は下記に記載の現状の課題及び目的に対し、地域おこし協力隊員を1名ずつ（合計2名）募集します。

1 現状の課題及び目的

(1) 空き家利活用推進

近年、首都圏への人口流出や地方の人口減少、少子高齢化が加速し、全国的な問題となる中、本市においても年々、総人口及び生産年齢人口が減少し、喫緊の課題となっています。そして前述の課題とともにあげられるのが空き家・空き地（以下「空き家等」という）の増加です。市が調査した結果、令和2年度末において、市内には1,600件あまりの空き家等が存在し、中でも倒壊等の恐れがある「特定空き家」に認定されている空き家が18件存在しています。

このような課題に対し市では、市内空き家の売買や賃貸のマッチング制度である「空き家バンク制度」をはじめ、「空き家家財道具等片付け補助金」、「空き家解体費補助金」さらには、市内空き家の優秀なりノベーションに対し、100万円の補助金を交付する「空き家活用モデル事業」等の様々な制度によって、空き家の利活用を推進しているところです。

市内の空き家関連施策のさらなる利用促進、また空き家等の利活用を通じた移住・定住をより一層推進することを目的とします。

(2) 小野上地区地域振興

渋川市の小野上地区は、吾妻川に沿って国道353号線とJR吾妻線が走り地区内には、小野上駅と小野上温泉駅、沿線には「道の駅おのこ」や温泉施設のほか、温泉の排湯を利用した花木（枝もの）のふかし栽培施設、地元の農産物を活用した加工施設があり、県内外から多くの方の利用と、それぞれの施設で生産・製造された、生け花用の枝ものや、アップルパイ、漬け物、味噌などの加工食品が購入され、好評を得ています。

しかしながら、人口減少や高齢化により農業後継者や遊休農地などの問題や、また新規道路開通による「道の駅おのこ」の利用客減少など、様々な課題に直面しています。

このような課題に対し、自身の経験を活かしながら、小野上地区の活性化に寄与する活動を行うことを目的とします。

2 募集人数

地域おこし協力隊員 2名

(空き家利活用推進：1名、小野上地区地域振興：1名)

3 募集条件

以下のすべての項目に該当する方を対象とします。

1	令和3年4月1日時点で、年齢が20歳以上40歳未満の方（性別不問）
2	応募時に3大都市圏をはじめとする都市地域に居住していて、隊員として採用された場合は渋川市に居住し、住民票を異動すること。採用される前に既に渋川市に定住・定着しているもの（既に住民票の異動が行われているもの等）は対象とならない。
3	活動期間終了後も渋川市に定住する意思のある方
4	心身ともに健康で地域になじむ意思があり、誠実に活動を行うことができる方
5	空き家の利活用や地域振興に意欲があること
6	普通自動車運転免許を有し、実際に運転ができる方
7	パソコン（ワード、エクセル等）の基本的な操作ができ、WEBやSNS等による情報発信等の基本的な操作ができる方
8	法令等を遵守し、公序良俗に反しない行動ができる方
9	地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当しない方

地方公務員法第16条（欠格条項）

- 1 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 隊員の活動

隊員は、地域おこし協力隊として、次に掲げる活動を行います。

なお、活動の詳細については採用後、市と協議の上、決定します。

(1) 空き家利活用推進

- ア. 利活用可能な空き家の掘り起こしと整理
- イ. 空き家所有者に対する空き家賃貸借の啓発活動
- ウ. 空き家所有者と移住希望者とのマッチング

エ. リフォーム及びリノベーションに関するアドバイス

オ. 魅力ある空き家情報の発信

カ. その他、目的達成に資する活動

(2) 小野上地区地域振興

ア. 小野上地区の既存施設の運営補助

イ. 小野上地区の地域資源を活用した事業提案及び実施

ウ. 小野上地区の賑わいを創り出す事業等の企画及び運営

エ. 魅力ある地域情報の発信

オ. その他、目的達成に資する活動

5 雇用形態及び任期

(1) 渋川市地域おこし協力隊員として、市長が委嘱します。

(2) 渋川市と委託契約を結んでいただきます。(雇用関係はありません。)

※活動に支障のない範囲内で兼業を認めます。(事前に届出が必要です。)

(3) 任期は原則1年間とし、最長で委嘱の日から3年間とします。

(4) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合には、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。

6 勤務地

原則、渋川市内とし、研修内容等によっては近隣自治体での活動も可能とします。

7 活動時間、活動日数、休暇日等

原則、平日の午前9時から午後5時(週40時間の範囲内)で年間240日を上限とし、市が指定した日

※状況により、活動開始・終了時刻、活動時間・活動日が変動する可能性があります。

8 給与・賃金等

隊員には、月額225,000円の委託料を毎月末の市の指定した日に支払います。

9 待遇・福利厚生

(1) 市との雇用関係はないため健康保険料、国民年金等は個人負担となります。

(2) 委嘱期間中の住居借り上げ料を支給します。

・月額上限50,000円

・火災保険は個人負担で加入していただきます。

- ・引越費用、光熱水費、生活備品、自治会費等についても個人負担とします。
- (3) 自動車借り上げ料を支給いたします。
 - ・活動に使用する車両として自家用車を御用意ください。
 - ・月額上限30,000円(燃料代含む)
 - ・任意保険に加入(自己負担)対人保証は無制限、対物保証は一千万円以上とすることを要件とします。
- (4) パソコン借り上げ料を支給します。
 - ・月額上限5,000円
- (5) その他活動に必要な経費については、予算の範囲内で市が用意します。

10 応募方法、募集期間、審査方法、結果のお知らせ

(1) 応募方法

- ・履歴書(市販のものに写真貼付)
- ・運転免許証のコピー
- ・住民票抄本(都市部に居住しているかどうかを確認するためのもの)
- ・隊員採用後の目標(4隊員の活動に記載の(1)、(2)のいずれか一方の内容について活動に対する思いや、自身が思い描く将来像など/様式1・文字数不問)

上記書類を下記、応募・問い合わせ先に郵送又は持参。

(2) 募集期間

令和3年8月2日(月)～令和3年9月30日(木)

※郵送による場合は、当日必着のこと

(3) 審査方法

①第1次選考(書類選考)

書類選考の上、結果を文書で通知します。

②第2次選考(面接)

第1次選考の合格者を対象に渋川市役所で面接試験を実施します。詳細については第1次選考の結果の際にお知らせします。なお、第2次選考に要する交通費及び宿泊費等は個人負担となります。

(4) 最終選考結果のお知らせ

最終結果(内定)は、第2次選考終了後に文書で通知します。

※住民票の異動は必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり、採用取り消しとなる場合があります。

(5) 着任日について

着任日は内定者と調整の上、決定します。

1 1 応募・問い合わせ先

渋川市 総合政策部 政策創造課 移住定住支援係
〒377-8501 群馬県渋川市石原80番地
TEL 0279-22-2401
Email : hp-seisaku@city.shibukawa.gunma.jp